



第4章

子ども・子育て支援施策の展開

施策目標1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備	40 頁
施策目標2 質の高い幼児期の教育・保育の提供	43 頁
施策目標3 多様な子ども、子育て家庭への生活支援	46 頁
施策目標4 放課後の居場所づくり	51 頁



第4章は、子ども・子育て支援施策を施策目標ごとに分類したもので、「現状と課題」「施策の方向性」「主な事業一覧」を記載しています。

施策目標 1 地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備

施策1 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

地域で安心して出産し、子育てができる環境の整備の一助とするため、出産や子育て支援に関するサービス利用について、「ふっかちゃんの子育てガイドブック」の配布や、インターネットを活用した子育てアプリ「ふかや はぐたま」など、多様な媒体により情報提供しているほか、母子健康包括支援センターの開設により、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を展開しています。

課題として、子育て情報の発信に関しては、さらなる周知と幅広い年齢層のニーズに対応できるよう内容の充実を図る必要があります。また、相談体制の充実については、サービス利用に関する相談はもとより、不安や悩みが起因して児童虐待に至ることがないように、地域で相談しやすい体制を構築するとともに、自分からの相談が困難な方に対しては、養育支援訪問等による見守りや相談機会の提供が必要です。

施策の方向性

出産や子育て支援に関する情報提供については、引き続き子育て情報誌「ふっかちゃんの子育てガイドブック」や子育てアプリ「ふかや はぐたま」などを活用して、内容の充実を図ります。相談体制の充実については、母子健康包括支援センターを中心に、妊娠期から切れ目のない支援を提供し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	母子健康包括支援事業	妊娠・出産について経済的支援と安心して出産・育児が行える環境づくりを目指す。	保健センター
★	2	利用者支援事業	子育て家庭が幼稚園や保育園、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等行う。	こども青少年課
	3	児童相談・虐待防止事業	子育てアプリ「ふかや はぐたま」や子育て情報誌「ふっかちゃんの子育てガイドブック」の活用をとおして、出産や子育てに関する情報を積極的に発信する。	こども青少年課

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策2 地域における子育て支援

現状と課題

地域における子育て支援においては、支援する側と支援を受ける側との世代間での子育てに対する理解や認識の差を埋め、保護者と子どもの育ちを地域で支えていくことが求められています。地域では、保護者と子どもが気軽に立ち寄れる場所として、地域子育て支援センターを中心に交流事業を展開するほか、それぞれのコミュニティの中で、地域とのつながりが広がるよう、子育てのネットワークづくりを進めていくことが重要です。

施策の方向性

地域子育て支援センターについては、各種健診時に周知を図り、在宅で子育てをしている保護者が、地域で気軽に交流できる拠点となるよう、引き続きサービスの向上を図ります。地域における子育てのネットワークづくりについては、地域子育て支援センターでの交流事業やファミリーサポートセンター事業の利用促進、子ども食堂を実施している団体への支援をととして、市民との協働により推進します。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	ファミリーサポートセンター事業	子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う。	こども青少年課
★	2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	保育課
	3	就園前幼児教育支援事業	未就園児の親子を対象に、地域の子育て支援の拠点として公立幼稚園の教育機能や施設を活用し、子育て広場を実施する。	学校教育課

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策3 母子保健の充実

現状と課題

出産前後の家庭においては、マタニティブルーや産後うつなど母親自身の健康状態や、子どもの発育や発達に対する不安や悩みなどを抱えてしまう場合があります。

本市において、このような不安や悩みを解消するため、母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、地域で安心して生活ができるよう妊娠期から支援を行っています。また、妊婦健康診査や産後ケア、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種などの母子保健事業間の連携に努めています。しかし、一人で悩みを抱え込んでしまう母親もいるため、産科医療機関等と連携し、早期に介入する必要があります。

施策の方向性

母子健康手帳交付時の面談や新生児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

また、妊婦健康診査やすべての子どもに対する各種健診、予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して必要な情報を提供するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行っています。乳児家庭全戸訪問事業では、関係機関との連携を密にし、継続的な支援が必要な家庭を把握していきます。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	妊婦健康診査	安全な分娩と健康な子どもの出生に努めるため、妊娠中の異常を早期に発見する。	保健センター
★	2	乳児家庭 全戸訪問事業 (新生児訪問)	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。(概ね生後2か月以内の乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、母子の健康状態の確認や、乳児の発育発達、育児不安の軽減のための保健指導を行う)	こども青少年課 保健センター
★	3	母子健康包括 支援事業(再掲)	妊娠・出産について経済的支援と安心して出産・育児が行える環境づくりを目指す。	保健センター
	4	乳幼児健康 支援事業	母子保健に関する各種の健康診査、発育発達相談などを総合的に行い、乳幼児の発育発達異常や疾患の早期発見、早期療育を目指し、乳幼児及び保護者の健康の保持増進を図る。	保健センター

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策目標 2 質の高い幼児期の教育・保育の提供

施策 4 質の高い幼児期の教育・保育の提供

現状と課題

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的としています。子どもたちが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えるために、質の高い教育・保育の提供が必要不可欠です。

保育施設等が良質な育成環境の維持・向上を図るため、幼稚園や保育施設等に対して巡回相談や保育者向けの研修等を実施しています。また、保育施設の増加等により全国的に保育分野における人材不足が続いており、更なる幼稚園教諭・保育士の人材確保が課題となっています。

施策の方向性

幼児期の教育・保育の質を維持・向上するためには、幼稚園教諭・保育士等の人材確保と人材育成が必要です。そのため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保に努めるとともに、そのキャリアアップに向けた研修や処遇改善につながる事業を実施する施設に対して引き続き財政支援を行います。

また、巡回相談等の保育施設等に対するバックアップを継続的に行います。市の教育・保育の課題については、教育・保育や公立・私立の垣根なく相互に共有し、その解決に向けた事業を展開していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要	担当課
1	公立・私立保育施設運営事業	施設の安定した運営を図るため、保育園等への施設型給付費の支給、保育士等の処遇改善のための補助や研修を実施し、保育の質の向上を図る。	保育課
2	子ども・子育て支援交付金事業	保護者の就労時間の多様化などに伴う保育ニーズや、一時的、緊急的な保育ニーズに対応するため、一時保育事業、延長保育事業、病後児保育事業等を実施する。	保育課
3	幼稚園教育活動推進事業	幼稚園職員として、職務に関する知識を身につけるとともに、指導力の向上を図る。	学校教育課
4	幼稚園健康・安全教育推進事業	幼稚園における園児の健康管理、安全管理及び疾病の早期発見、教職員の健康の保持・増進を図り、幼稚園教育の円滑な実施を図る。	学校教育課

施策5 待機児童対策への取組み

現状と課題

国では、生産年齢人口の減少に伴い、女性の社会進出が求められる中、平成29年度に「子育て安心プラン」を策定し、令和2年度末までに待機児童を解消するとしています。

全国的に出生率・出生数の減少傾向が続き、少子化が進行する一方で、女性の就業率増加や幼児教育・保育の無償化により高まる保育需要に対応するため、本市では認可保育園の開設や、主に保育需要の高まっている1～2歳児の定員拡大を目的とした市単独の補助金を創設し、待機児童の減少に努めました。

就学前児童人口の減少傾向や3歳児以上については十分な定員を確保できていることも踏まえて、教育・保育施設の整備を計画的に進める必要があります。

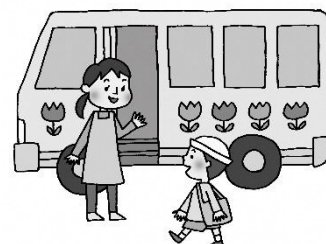
施策の方向性

高い保育需要に対応するため、最新の保育ニーズを踏まえ、引き続き計画的な定員調整を図るとともに、ハード面の対応に限定することなく、保育士の確保など、待機児童を発生させないための取組みを継続します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要	担当課
☆ 1	教育・保育の提供	就学前の子どもに対して、それぞれの家庭の状況に応じて必要とされる教育・保育を幼稚園、保育園、地域型保育事業等を通じて提供する。	保育課 学校教育課
2	公立・私立保育施設運営事業（再掲）	施設の安定した運営を図るため、保育園等への施設型給付費の支給、保育士等の処遇改善のための補助や研修を実施し、保育の質の向上を図る。	保育課
3	保育政策企画調整事務	保育施設に関する総合的な企画及び調整を図り、計画的な利用定員の確保を行う。	保育課

※（☆）…教育・保育事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）





施策6 多様な保育ニーズへの対応

現状と課題

子育て家庭の多様化に伴い、様々な保育ニーズへの対応が求められています。本市では、就労等により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに対して、市内すべての認可保育園で延長保育を実施しています。

また、不規則の保育ニーズに対しては、一時預かり、ショートステイ、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業を実施しています。一時預かりについては、市民意向調査において母親が不就業や育児休業取得中の家庭では高いニーズがあり、継続した取り組みが求められています。

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するため、引き続き保育事業の充実に努めます。保育園の延長保育、一時預かり、ショートステイについては、継続して実施します。

また、公立幼稚園においても令和3年度からはすべての園で3歳児の受入れ、給食の提供、預かり保育時間の延長、長期休業中の預かり保育を実施し、事業の拡充を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	ショートステイ (子育て短期支援事業)	保護者が出産、疾病などの理由で、一時的に養育が困難な場合に、施設において泊りがけで子どもを預かる。	こども青少年課
★	2	ファミリーサポートセンター事業 (再掲)	子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う。	こども青少年課
★	3	延長保育事業	保育園や認定こども園等において、通常の利用時間以外の時間に開所時間を延長し、保育を行う。	保育課
★	4	病後児保育事業	病気などの回復期にあり、家庭での保育が困難な子どもを専用スペース等で看護師等が一時的に保育する。	保育課
★	5	一時預かり事業	家庭において、保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を、保育園や幼稚園等で一時的に預かり、必要な保育を行う。(幼稚園では、幼稚園に在籍している幼児が対象)	保育課 学校教育課

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)

施策目標 3 多様な子ども、子育て家庭への生活支援

施策7 ひとり親家庭の自立や就業への支援

現状と課題

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にあり、就労を主とする経済的な自立支援の充実が課題となっています。また、子どもとの関係において、子どもと過ごす時間の不足など仕事と子育ての両立に悩みを抱える家庭が多い中、相談できる相手がいない保護者も少なくありません。このため、本市でも自立支援教育訓練給付金などの各種ひとり親自立支援事業を実施していますが、さらなる周知を図るとともに、不安や負担軽減のための相談体制の充実が必要です。

施策の方向性

ひとり親家庭の経済的自立に向け、希望する家庭に対する母子家庭等自立支援事業に取り組むとともに、家庭それぞれの状況に合わせて、全般的な相談支援ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、仕事と子育ての両立ができるよう、資格取得等の支援やハローワーク等と連携した就労支援、ファミリーサポートセンター等の育児支援を行い、ひとり親の負担軽減を図り、児童扶養手当等の手続き時には各種支援制度の周知徹底を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	ファミリーサポートセンター事業 (再掲)	子どもの預かり等の協力会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う。	こども青少年課
	2	男女共同参画推進事業	専門員による「女性の悩み相談」を実施する。	人権政策課
	3	母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する。	こども青少年課
	4	児童扶養手当支給事業	離婚などの事由により、ひとり親家庭等となった児童の父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に対して手当を支給する。	こども青少年課
	5	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の医療費を助成する。	こども青少年課

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策8 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

児童虐待の通告件数は平成30年度には全国で約16万件と過去最高となり、年々増加しています。本市では、深谷市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を強化し、早期対応に努めています。また、児童相談所全国共通ダイヤル「189」や家庭児童相談室、虐待防止ホットラインの認知度向上を図るため、児童虐待防止に関する意識啓発と併せて更なる周知を図る必要があります。

養育困難家庭が潜在化しやすいことに留意しながら、今後も継続して早期対応を行うことで、児童虐待に至らないように支援することが重要です。

施策の方向性

児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、支援機関等の周知を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期対応に努めます。また、児童等に対する必要な支援を行うための子ども家庭総合支援拠点を整備します。

主な事業一覧

No.	事業名	概要	担当課
★ 1	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	こども青少年課
2	児童相談 ・虐待防止事業 (再掲)	家庭児童相談室の設置や要保護児童対策地域協議会を通じたネットワークづくり、子ども家庭総合支援拠点の設置などによって、虐待(疑いを含む)の早期対応を目指し、児童の安全に資することを目的とする。	こども青少年課
3	児童福祉推進事業	保護者の社会的、身体的事由等により、助産や家庭における児童の養育が困難となった保護者及び児童のために、助産施設措置事業や子どものショートステイ事業、母子生活支援施設措置事業を実施し、子育て家庭に対するセーフティネットとして機能する。	こども青少年課

※(★)…地域子ども・子育て支援事業(量の見込み及び確保方策を定める事業)



施策9 障害児施策との連携

現状と課題

児童福祉法の一部改正により、新たに障害児福祉計画の策定が義務化され、本市でも平成30年3月に策定した第1期障害児福祉計画に基づき、施策を展開しています。

また本市では、保育園をはじめ、幼稚園、学童保育などの各関係機関において障害児の受け入れを実施しています。保健センターや地域子育て支援センター等との連携を図りながら、療育が必要な子どもや障害児の早期療育を目指し、適切な支援へつながるよう連携を行っています。

発育や発達に悩みや不安を抱える保護者が増加しており、発育や発達に関する相談や療育指導に対する高い需要に対応できる体制づくりが課題となっています。

施策の方向性

保健センター、地域子育て支援センターをはじめ保育園、幼稚園などの子ども・子育てを支援する関係機関は、引き続き、障害児等の早期療育を目指すとともに、障害児相談支援事業者との連携強化を図り、療育が必要な子どもや障害児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。

また、保育園や幼稚園、学童保育、放課後等デイサービスにおける障害児の受け入れ枠を引き続き確保するとともに、受け入れた障害児に対する支援の質の向上や落ち着いて過ごせる環境の確保に努めます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要	担当課
1	障害児母子通園事業	在宅の心身障害児に対し、日常生活の基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施するとともに、保護者の精神的支援を図るべく、障害児母子通園事業を実施する。	障害福祉課
2	障害者支援事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき障害児等が施設や住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう放課後等デイサービス等の各種サービスを提供する。	障害福祉課
3	特別支援教育事業	特別支援教育の推進に向けて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学支援・相談・指導・支援の充実、他機関との連携、支援籍学習の推進、教育研究所の機能の充実等に取り組む。	学校教育課



施策10 子育て家庭の経済的負担の軽減

現状と課題

本市では、子育て家庭の経済的負担の軽減措置として18歳年度末までの児童を対象としたこども医療費の助成をはじめ、第3子以降の保育料無償化、私立幼稚園利用者に対する補助を行ってきました。また、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。さらに、ひとり親家庭の安定した生活のため、各種手当の支給や医療費の助成を行っていますが、依然としてひとり親家庭の経済状況は厳しく、今後も継続して経済的負担の軽減を図る必要があります。

施策の方向性

児童手当やこども医療費等の助成を適切に行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。また、幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行います。第3子以降については、保育料無償化の継続と副食費の免除を実施していきます。

主な事業一覧

No.	事業名	概要	担当課
★ 1	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。	保育課
2	児童手当支給事業	児童手当を中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給する。	こども青少年課
3	こども医療費支給事業	18歳年度末までのこどもを対象に、医療費の助成を行う。	こども青少年課
4	児童扶養手当支給事業（再掲）	離婚などの事由により、ひとり親家庭等となった児童の父又は母、若しくは主として生計を維持する養育者に対して手当を支給する。	こども青少年課
5	ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	ひとり親家庭等の医療費を助成する。	こども青少年課
6	公立・私立保育施設運営事業（再掲）	施設の安定した運営を図るため、保育園等への施設型給付費の支給、保育士等の処遇改善のための補助や研修を実施し、保育の質の向上を図る。	保育課

※（★）…地域子ども・子育て支援事業（量の見込み及び確保方策を定める事業）

施策 1 1 子どもの貧困対策の推進

現状と課題

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会の実現のための対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。大綱では、世代を超えた貧困の連鎖の解消、子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施、実態を踏まえた対策を基本方針として、子どもの貧困に関する課題の改善に向けた取組みが求められています。また、平成27年に制定された「生活困窮者自立支援法」においても、子どもの学習・生活支援について、その支援方策が求められています。

施策の方向性

子どもの貧困対策を推進するため、引き続き必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。就学援助、母子家庭等自立支援事業等については、継続して実施します。また、生活困窮家庭等への学習教室の開設を含む、自立相談支援事業を実施します。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	実費徴収に係る 補足給付を行う 事業（再掲）	世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が払うべき日用品や文房具等教育・保育に必要な物品の購入費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する。	保育課
	2	生活困窮者 自立支援事業	生活に困窮する市民の方の自立相談支援業務を行う。「子どもの学習・生活支援事業」では、中高生を対象とした基礎学力定着や居場所を提供するための学習教室を開設し、家庭訪問などを通じて親と子の生活支援を行う。（令和2年4月以降実施予定）	生活福祉課
	3	母子家庭等 自立支援事業 （再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父を対象に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給する。	こども青少年課
	4	奨学資金支給事業	進学の意志と能力がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、高等学校等への学資金等を支給する。	教育総務課
	5	小中学校要保護及び 準要保護児童生徒 就学援助事業	経済的な理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費、医療費等の援助を行う。	教育総務課
	6	中学生補習学習 運営事業	学習に不安を感じているものの、経済的な理由などから通塾できない生徒等の学力を向上させるため、放課後や土曜日に各中学校で補習学習を実施する。	学校教育課



施策目標 4 放課後の居場所づくり

施策12 小学生の放課後の居場所づくり

現状と課題

子どもの放課後の過ごし方は、塾等の習い事や友達との遊びなど多岐にわたっていますが、共働き家庭の増加等により、放課後の時間に安心して子どもを預けることのできる居場所に対するニーズが高まり、本市でも学童保育室入室児童数が増加しています。

本市では、同一の小学校内、または隣接地で学童保育室と放課後子ども教室を実施しており、両事業の連携により、児童の放課後の安全・安心な居場所を提供していますが、今後、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく学童保育室及び放課後子ども教室のより一層の連携による運営の推進とともに、支援員の人員確保、適正な保育面積の確保が課題となっています。

施策の方向性

学童保育室と放課後子ども教室がより一層連携し、すべての児童が、放課後を安全・安心に過ごし、様々な体験や活動ができる環境の整備を図るため、本計画に新・放課後子ども総合プランで掲げる取り組むべき内容を盛り込みます。(52～54頁)

学童保育室の実施に必要な支援員の確保策については、民間活力の導入による運営形態の見直しなどの検討を進めます。

また、適正な保育面積の確保策については、小学校の余裕教室の活用を引き続き行いながら、必要に応じて施設の整備等について検討します。

放課後子ども教室は、毎週土曜日に行っているがんばル～ムをモデル的に平日（月に数回程度）に拡大して実施し、利用者のニーズを把握し、事業内容の充実を図ります。

主な事業一覧

	No.	事業名	概要	担当課
★	1	学童保育事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	保育課
	2	小学生学習支援事業（がんばル～ム）	土曜日の午前中、学校の図書室等を活用して、「ちいきの先生」が学習指導を行い、児童に安心して健やかな居場所を提供する事業「がんばル～ム」と、平日の放課後の居場所づくりを行う。	生涯学習 スポーツ振興課

新・放課後子ども総合プランに係る深谷市での取組み

(1) 新プランの趣旨

国は平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で実施する学童保育室及び放課後子ども教室の計画的な整備を目標としています。また、その実施方策等の内容について、子ども・子育て支援事業計画等に盛り込むことが定められています。

(2) 新プランの目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう一体型を中心とした学童保育室及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

(3) 新プランに係る本市の取組み・方向性

本市では、学童保育室において、平日19時までの延長保育を実施しており、保育園との預り時間の違いに起因する「小1の壁」は大部分ですでに解消されていると考えます。また、放課後子ども教室は、がんばル〜ムとして現在市内すべての小学校で毎週土曜日の午前中に実施し、学習・体験などを行っています。今後も、提供体制の確保を図り、学童保育室と放課後子ども教室の一体的な実施を推進することで、引き続き児童の安全・安心な居場所の確保を図っていくとともに、子どもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を目指します。

学童保育とは…

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、支援員の下、子どもの生活の場を提供するものです。市内に39室（公立学童保育室：24室、私立学童保育室：15室）あります。毎月、保育料とおやつ代等がかかります。

○学童保育室の開室時間

平日：放課後～18時（延長保育：18時～19時）

土曜・学校休業日：8時～18時まで（延長保育：7時30分～8時、18時～19時）

○学童保育室の休室日：日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※ 私立学童保育室の開室時間は、異なる場合があります。

放課後子ども教室とは…

保護者の就労の有無に関わらず、利用できます。地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。

本市では現在、年間約30回、「がんばル〜ム」として、毎週土曜日の午前中（夏休みなどの長期休暇中は除く）、各小学校の図書室等を利用した個別学習の指導及び相談を行っています。テキスト代等として参加費の負担があります。

今後は平日の放課後子ども教室を、児童の学び及び体験活動を組み合わせて月に数回程度実施します。令和元年度からモデル校で漢字検定チャレンジ企画や走り方教室、英語体験などを実施しています。そこでの課題やニーズ等を把握し、今後の事業内容を柔軟に検討するとともに、令和6年度までに全校での実施を目指します。



(4) 本市の整備計画等について

本市では、児童の安全・安心な居場所の確保と多様な体験・活動を行うことができる環境を整備するため、新・放課後子ども総合プランに基づき、事業を実施します。

① 学童保育室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

量の見込みに対して、不足する受入れ枠の確保については、小学校の余裕教室等を活用し対応していきます。

	実績	目標整備量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	2,505	2,803	2,926	3,027	3,081	3,129
確保の内容(人)	2,199	2,329	2,329	2,329	2,329	2,329

② 放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

土曜日の午前中に放課後子ども教室をすべての小学校 19 校で実施しています。各小学校区内にある学童保育室と連携し、今後も継続して実施します。

	実績	目標事業量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子ども教室(校)	19	19	19	19	19	19

③ 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

現在実施している土曜日の放課後子ども教室を継続して実施し、新たに平日の放課後子ども教室として、児童の学び及び体験活動を組み合わせて月に数回程度実施します。令和元年度からモデル校で実施し、ニーズ及び課題を把握し、令和6年度までに全校での実施を目指します。

	実績	目標実施量				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後子ども教室の実施計画 〔土曜日〕(校)	19	19	19	19	19	19
放課後子ども教室の実施計画 〔平日〕(校)	—	1	3	3	6	19

④ 子どもの放課後の居場所の連携について

すべての小学校で学童保育室と放課後子ども教室を実施しています。学童保育室と放課後子ども教室の支援員と話し合いの場を設け、事業内容や児童の引き渡し方法などの意見を交換するなど、引き続き連携を図っていきます。

⑤ 小学校の余裕教室等の学童保育室及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

学童保育室や放課後子ども教室の新たな整備については、新・放課後子ども総合プランの中で「学校施設を徹底的に活用すること」とされています。そのため、毎年、不足する受け入れ枠については、教育委員会と協議し、余裕教室の借用により対応しています。放課後子ども教室の使用場所としては、図書室、特別教室、少人数教室、校庭及び体育館などを予定しています。各小学校の学校関係者と話し合いの場を設けるなど、学校の協力を求めています。

⑥ 学童保育室及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局（こども未来部）の具体的な連携に関する方策

放課後子ども教室の事業主体である教育委員会と、学童保育室の事業主体であるこども未来部との間で、定期的な打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題などについて情報共有を図っていきます。

⑦ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

学童保育室や放課後子ども教室を利用する児童の保護者から、児童の障害やアレルギー等の状況を確認し、特別な配慮が必要とする児童の把握に努めます。また、在学している小学校や関係機関との連携を強化し、必要な情報を相互で共有し、受入体制を整えます。支援員のスキルアップについては、県等の主催する研修の参加や、職場内研修の実施など、できるだけ多くの支援員が研修を受けられる機会の構築に努めていきます。

⑧ 地域の実情に応じた学童保育室の開所時間の延長に係る取組み

公立学童保育室については、平成27年度から、平日の場合は18時から19時に開所時間を延長し、土曜日や夏休み等の1日保育の際は、8時から18時の開所時間を7時30分から19時に延長しました。併せて私立学童保育室についても、順次、開所時間の延長を行っており、今後も、利用者のニーズを踏まえ取組んでいきます。

⑨ 各学童保育室が、子どもの自主性、社会性等をさらに向上させていく役割を担うための方策

各学童保育室の情報共有や交流等の機会を増やし、さらなる連携強化を図りながら、子ども達の遊びを多様化させ、できるだけ多くの体験を積めるように努めていきます。さらに、新たに実施する平日の放課後子ども教室との連携により、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の取組みを実施し、学童保育室以外の児童や大人とのふれあいの中で、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

⑩ 子どもの自主性、社会性等をさらに向上させていく役割を果たす観点から、各学童保育室における育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

利用者については、毎月発行している学童便りや、掲示物、送迎時の機会に加え、保護者が企画や参加するイベント等を活用し、学童保育室における育成支援の内容について発信していきます。さらに、地域との交流事業を積極的に企画・実施し、地域住民とふれあう機会を増やすことにより、地域住民が学童保育室について知る機会を作り、子どもたちの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。